平成２９年（フ）第３１８号
岡山市東区南古都440番地32、旧住所岡山県都窪郡早島町早島448番地12
債務者　渡邉　正樹
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１号
奈良県大和高田市大字有井78番地12
債務者　スカルプクリニックムースリバースこと　小掠由美子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
横浜市泉区岡津町1008番地２
債務者　奥山　俊彦
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２３号
横浜市泉区岡津町1008番地２
債務者　奥山　秀子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８１号
名古屋市中村区香取町２丁目21番地　ハウス香取101号、従前の住所名古屋市千種区観月町２丁目42番地　サンパレス覚王山Ⅱ　402号
債務者　河合　　豊
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美敦士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７６号
愛知県稲沢市松下１丁目４番３―203号
債務者　小島　弘史
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千冬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５５４号
堺市東区西野413番地
債務者　亀井　利憲
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
三重県桑名市長島町松ケ島742番地３
債務者　平野　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稗田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線246番地64
債務者　杉井重機こと　杉井　達広
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　敬樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
岐阜県山県市東深瀬694番地１　アトラス山県　103号
債務者　森　二三雄
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２９年（フ）第２４６号
岡山市中区海吉1869番地３シュガーコーポ102号室
債務者　中西　美穂
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０３号
愛知県岡崎市矢作町字池田46番地35　ステーブル・ボー　101
債務者　藤田　清貴
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
大阪府泉南市新家609番地の１ディライト新家Ｂ102、前住所大阪府泉南市新家348番地の２
債務者　北川　善寛
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
大阪府阪南市和泉鳥取829番地の２
債務者　井ノ上憲一郎
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
大阪府泉大津市東雲町９番54号
債務者　岩木　信子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
大阪府貝塚市橋本1000番地医療法人田村会貝塚中央病院、住民票上の住所大阪府大阪市西区新町４丁目７番１号1002（住民票上の前住所）石川県能美市大口町202番地２リトルビレッジ・Ｂ棟208号
債務者　泉原　敦史
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係